

職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎（以下「この法人」という。）の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事及び各部署の長は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事の職務)

第3条 理事は、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長の職務)

第4条 理事長は、定款の定めるところにより、この法人を代表して業務を統括する。

(副理事長の職務)

第5条 副理事長の職務は、定款の定めるところにより、理事長を補佐し、状況に応じて理事長の職務を代行する。

(部署長の職務)

第6条 各部署の長は、法制度や法人が定める規約・規程等を遵守し、その業務を管理、運営する。また、部署の職員について、その労務を管理する。なお、人事、給与に関する事柄については、理事に相談、報告を行い、判断を仰ぐものとする。

(決裁権限)

第7条 決裁については、別途定める契約管理規定に基づくものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和2年8月1日から施行する。